大阪府内部統制に関する基本方針

　限られた資源の中で、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的を達成するためには、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することが必要です。

そのためには、起こりうる法令違反や不適正な行為をリスクとして捉え、職員一人ひとりが担当事務についてそのリスクを認識するとともに、その発生を未然に防ぐための取組を組織として実施することが求められます。

大阪府では、これらを踏まえ、地方自治法第150条第１項に規定する内部統制に関する方針を次のとおり定めます。

１　目的

事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目的とします。

２　対象とする事務

　　財務に関する事務とします。

３　取組の方向性

内部統制の整備及び運用に当たっては、庁内において行われている様々な事務の適正化の取組をいかし、また、それらと役割を分担しながら、以下のとおり取り組みます。

　（１）事務の管理及び執行における法令、条例、規則などの遵守を徹底し、また、業務に関わる法令その他の規範に対する職員の意識を向上させるとともに、組織としてのチェック機能を充実させます。

（２）知事は、内部統制の整備及び運用の最終的な責任者として、大阪府における取組を先導し、副知事がこれを補佐し、総務部長が実務を統括する全庁的な体制で組織的に取り組みます。

（３）毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況について知事が評価を行い、監査委員の審査を経て、大阪府議会に提出し、公表します。

　（４）内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和２年４月１日

大阪府知事　吉　村　洋　文